

三重県医療審議会医療法人部会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三重県医療審議会運営要綱第7条の規定に基づき設置された医療法人部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 部会は三重県知事から諮問を受けた次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 医療法人の設立（法45条第2項）に関する事。
- (2) 医療法人の解散（法55条第7項）に関する事。
- (3) 医療法人の合併（法58条の2第5項において読み替えて準用する同法第55条第7項又は法第59条の2において読み替えて準用する同法第58条の2第5項）に関する事。
- (4) 医療法人の分割（法第60条の3第5項において読み替えて準用する同法第55条第7項又は法第61条の3において読み替えて準用する同法第60条の3第5項）に関する事。
- (5) 医療法人の法令等の違反に対する措置（法64条第3項）に関する事。
- (6) 医療法人の設立認可の取り消し（法66条第2項）に関する事。
- (7) 医師又は歯科医師でない者の理事長選出認可に関する事（法第46条の6第1項）
- (8) 社会医療法人の認定に関する事（法第42条の2第2項）
- (9) 社会医療法人の認定取り消し又は収益業務の停止命令（法第64条の2第2項）に関する事。

2 前項に関する部会の決議は、三重県医療審議会の決議とするものとする。

(任期)

第3条 部会に属する委員及び専門委員（以下「委員」という。）の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(部会)

第4条 部会は、部会に属する三重県医療審議会委員及び専門委員を以って構成する。

2 部会は、部会長が招集し、部会長が議長となる。

3 部会は、部会に属する委員（以下「委員」という。）の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は部会長の決するところによる。

(報告)

第5条 部会長は、部会が決議した事項について、その内容を三重県医療審議会会長に報告する。

(事務局)

第6条 部会の事務局は、三重県医療保健部に置く。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の審査手続きその他部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。

(附則)

この要領は、昭和63年 3月18日から施行する。

(附則)

この要領は、平成17年 6月 6日から施行する。

(附則)

この要領は、平成29年 2月14日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。